



マネージメント・レター No.15

特別償却・税額控除の適用期間

経営者又は事業主及び経理担当者の皆様へ

毎年の税制改正において、「特別償却」・「税額控除」の適用延長、創設、廃止が行われており、これらの適用を受けられる設備投資計画や人材確保など会社運営に係ってくる主な投資優遇税制(税制メリット)を整理して下記に一覧としました。

なお、平成 27 年税制改正は、現在国会にて審議されており、適用期限等延長(拡充)・廃止が予定されるものがあります。

(平成 27 年 1 月 31 日現在)

適用対象:青色申告法人である中小企業者等(注1)、又は青色申告者

適用対象事業:ほぼ全業種(対象外業種あり)

(注1)資本金又は出資金が1億円以下の法人。

ただし、大規模法人に発行済株式数の1/2以上所有されている法人、2以上の大規模法人に発行済株式数の2/3以上所有されている法人は除かれます。

○30万円未満少額減価償却資産の損金算入

⇒ H28.3.31 まで 取得し事業に供した場合(H26年税制改正/延長)

適用を受ける事業年度における少額減価償却資産の取得価額の合計額が300万円を超えるときは、その取得価額の合計額のうち300万円に達するまでの少額減価償却資産の取得価額の合計額が限度となります。

○特別償却又は税額控除

1.中小企業者等投資促進税制ー取得価額の30%特別償却又は7%の税額控除

⇒ H29.3.31 まで 取得し事業に供した場合(H25年税制改正/創設)

設備	要件
機械装置	1台160万円以上
工具器具備品	一定の電子計算機 複数台計120万円以上
	一定のデジタル複合機 1台120万円以上
	一定の試験・測定機器、測定工具、検査工具(1台30万円以上かつ複数台計120万円以上)
ソフトウェア	1つ又は複数基計70万円以上
車両運搬具	貨物自動車(車両総重量3.5t以上)

※生産性向上に資する一定の設備等は、下記5で上乗せ措置が設けられています。(即時償却)

2.特定中小企業者経営改善設備等の特別償却又は税額控除ー取得価額の30%特別償却又は7%の税額控除

⇒ H27.3.31 まで 取得し事業に供した場合(H25年税制改正/創設)

建物付属設備	一の取得価額60万円以上	} 認定経営革新等支援機関からの書類交付
器具備品	1台(1基)の取得価額30万円以上	

※認定経営革新等支援機関に札幌あおい税理士法人は登録されています。



3. 高度な医療用機器等の特別償却一下表①取得価額の12%、②取得価額の16%

⇨ **H27.3.31 まで**取得し事業に供した場合(H25年税制改正/延長)

① 厚生労働大臣指定の高度・先進医療の機械装置並びに器具備品	取得価額 500 万円以上
② 厚生労働大臣指定の医療安全機器	金額制限なし

4. サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却(5年間)

⇨ **H28.3.31 まで**取得し事業に供した場合(H25年税制改正/延長)

① 耐用年数が 35 年未満のもの H27.4.1~H28.3.31 までに取得等したもの	割増償却割合 14/100
〃 H27.3.31 までに取得等したもの	〃 28/100
② 耐用年数が 35 年以上のもの H27.4.1~H28.3.31 までに取得等したもの	割増償却割合 20/100
〃 H27.3.31 までに取得等したもの	〃 40/100

5. 生産性向上設備投資促進税制

⇨ **H29.3.31 まで**取得し事業に供した場合(H26年税制改正/創設)

詳細は、マネージメント・レター No.11 をご参照ください。

以上、特別償却又は税額控除等の概要です。雇用関係の税額控除概要は以下のとおりとなります。

適用対象: 青色申告法人又は青色申告者

適用対象事業: ほぼ全業種(対象外業種あり)

…概要…

○税額控除○

1. 雇用者の数が増加した場合の税額控除(雇用促進税制)

⇨ **H28.3.31 まで**適用年度延長(H25年税制改正/拡充)

雇用者を1人増やすごとに40万円の税額控除を受けられます。(①~④にすべてあてはまる事)

①適用年度とその前事業年度に、事業主都合による離職者がいないこと

②適用年度に雇用者(雇用保険一般被保険者)の数を5人以上(中小企業の場合は2人以上)、かつ、10%以上増加させていること

③適用年度における給与等の支給額が、比較給与等支給額以上であること

④風俗営業等を営む事業主ではないこと

※雇用促進計画を作成・提出ー適用年度開始後2か月以内に、雇用促進計画を作成し、ハローワークに提出してください。

※雇用促進計画の達成状況の確認ー適用年度終了後2か月以内(個人事業主の場合は3月15日まで)にハローワークで雇用促進計画の達成状況の確認を求めてください。

厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoseisaku/koyousokushinzei.html>

2. 雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除(所得拡大促進税制)

⇨ **H30.3.31 まで**適用年度延長(H25年税制改正/創設)

以下の①、②及び③の要件を満たした場合、国内雇用者に対する給与等支給増加額について、10%の税額控除(法人税額10%(中小企業等は20%)を限度)

①給与等支給額が基準事業年度の給与等支給額と比較して一定割合(適用年度ごとに異なる)以上増加していること

②給与等支給額が前事業年度の給与等支給額を下回らないこと

③平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額を 超えている こと

経 済 産 業 省

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/syotokukakudai.htm>

雇用促進税制・所得拡大促進税制は概要記載です。適用要件等各担当者でご確認ください。